

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和2年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和2年10月9日

石川県監査委員	焼田宏明
同	増江啓
同	山本次作
同	奥村豊美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和元年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認する方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象団体	監査実施年月日	監査の結果
石川県公立大学法人	令和2年8月31日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
一般社団法人石川県鉄工機電協会	令和2年9月4日	〃
公益財団法人いしかわ県民文化振興基金	〃	〃
公益財団法人奥能登開発公社	〃	〃
公益財団法人石川県県民ボランティアセンター	〃	〃
石川県森林組合連合会	〃	〃
公益財団法人石川県林業労働対策基金	〃	〃
一般社団法人石川県トラック協会	〃	〃
学校法人稲置学園	令和2年9月9日	〃
公益財団法人石川県文教会館	〃	〃
北陸エアターミナルビル株式会社	〃	〃
公益財団法人山中漆器産業技術センター	〃	〃